# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給若しくは 子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育 て支援に関する事務に係る基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

寝屋川市長

#### 公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1 株字伊丁桂松ファノリス	に取り担急主政
1. 特定個人情報ファイルを	と以り扱う手材
①事務の名称	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	ž
子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19 条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、155の項)
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会:法第19条第8号、別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、155の項) 提供:なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	こども部保育課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2552
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、そ;	] れぞれ重点項目i	評価書又は:	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び 書及び	全項目評価書
されている。						
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワーク	ウシステムを通	じた入手を	<b>除く。</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	55 ]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分であ	53 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分であ	55 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	53 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提	供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι	]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>2</sup> 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]	接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		

7. 特定個人情	報の保管∙	消去				
特定個人情報の流失・毀損リスクへの分か		[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在さ	させる作業				[ ]人	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生 への対策は十分か		[    子どもの	十分である	]	゙゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゚゙゚゚゙゚゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゙	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 子育て支援に関する事務では、特定個人情報の取
判断の根拠	処	扱いに関		るが、いず	れの局面に	おいても複数人での確認を行うようにしており、人
9. 監査						
実施の有無		[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対	する教育・	啓発				
従業者に対する教	枚育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度	が高いと考	えられる	対策		[ ]全	:項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高し る対策	いと考えられ	<選択的 1) E 2) E 3) 本 4) 号 5) 7 6) 作 7) 作 8) \$	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 下正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスク・ 事務に必要に使り では使用等の でけれるリステムを システムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス・ リスクへの対策 くりへの対策 通じて干正な	最との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分が	か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	処	寝屋川市	5情報セキュリティ基ス	本方針を遵	守している。	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部こども室	こども部保育課	事後	
平成28年11月29日	所属長	南浩明	中村誠	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部こども室	こども部保育課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	I-4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成30年1月31日	┃ ፲ - 1 特定個 ↓ 情報ファイルを	子ども・子育て支援システム、番号連携サーバ (団体内統合宛名システム)、中間サーバ	子ども・子育て支援システム、番号連携サーバ (団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サー	事前	
平成30年1月31日		2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月15日	対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年3月15日	取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
	所属長→所属長の役職名	中村 誠	保育課長	事後	
平成31年3月15日	「3.個人番号の利用」の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令	事後	
平成31年3月15日	Ⅳ リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和1年8月22日	対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年8月22日	取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年8月22日	事務の名称	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支	事前	
令和1年8月22日	事務の概要	給又は子ども・子育て支援に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保育給付の支給又は児童福祉法による保育	給若しくは子育てのための施設等利用給付の支子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育が付い支給等しくける音でのための物	事前	
令和2年7月3日	請求先	19・休日和100文和文は近単価位法による休日 072-824-1181	072-825-2195	 事後	
令和2年7月3日	連絡先	072-824-1181	072-812-2552	———————— 事後	
令和2年7月3日	対象人数	2019/4/1	2020/4/1	———————— 事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2019/4/1	2020/4/1		
令和7年2月13日	「3.個人番号の利用」の法令上	8、94(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び68条)	個人を識別するための番号の利用等に関する法	事後	
令和7年2月13日	「4情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	照会:13、116(行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別表 第2の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令第10条の3、59条の2) 提供:なし	照会:法第19条第8号、別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、155の項) 提供:なし	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業		「十分である」 子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再載】 判断の根拠		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 「十分である」 寝屋川市情報セキュリティ基本方針を遵守している。		

に係る説明			
	-		